

河内長野市第 5 次総合計画基本構想（案）

平成 2 7 年 7 月 3 日

河内長野市総合計画審議会

目 次

第1章	総合計画とは	
第1節	総合計画策定の目的	2
第2節	総合計画の構成及び期間	3
第3節	総合計画策定の視点	4
第2章	総合計画策定の背景	
第1節	社会潮流	5
第2節	河内長野市の現況	7
第3節	各種調査結果から見る市民意識	15
第4節	河内長野市の主な課題	17
第3章	まちづくりの基本理念及び将来都市像	
第1節	まちづくりの基本理念	20
第2節	将来都市像	21
第4章	将来人口と都市空間の基本的な考え方	
第1節	将来人口	22
第2節	都市空間の基本的な考え方	23
第5章	将来都市像の実現に向けたまちづくり	
第1節	政策の体系	26
第2節	まちづくりの方向とまちづくりを支える政策	27
第6章	計画の推進に向けて	
第1節	進行管理の仕組み	33
第2節	計画推進の体制	34

基本構想

第1章 総合計画とは

第1節 総合計画策定の目的

総合計画は、長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となるものです。

本市では、平成18年度からの10年間を計画期間とする「河内長野市第4次総合計画」に基づき、「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」をめざすべき将来都市像としてまちづくりを進めてきました。

この間、日本の総人口は減少局面を迎え、本市では人口減少と少子・高齢化の同時かつ急速な進行により、労働力の中心を担う生産年齢人口（15～64歳）は大きく減少しています。

また、平成23年3月の東日本大震災以降、安全・安心な生活の確保や、地域や家族とのつながり・絆を求める声の増加、環境面に配慮したまちづくりへの関心の高まりなど、社会経済情勢や人びとの意識は変化しており、大きな転換期を迎えています。

このような状況の中、市民の行政に対するニーズはより一層多様化・高度化し、画一的な行政運営では対応が困難となっています。

本市が将来に向かって持続的に発展していくためには、これまで以上に長期的な視点に立った効果的・効率的な行政運営が求められるとともに、市民と行政が力を合わせてまちづくりを進める上で、めざすべき新たな将来都市像を共有することが必要となります。

これらを踏まえ、第4次総合計画から引き継ぐ課題への対応を含め、平成28年度以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、第5次総合計画（以下「本計画」）を策定します。

【本市の総合計画の変遷】

本市の魅力として市民に浸透している「緑」＝「自然」は、第1次から第4次までの総合計画に共通したまちのイメージとして引き継がれています。

一方で、キーワードとして第1次から第2次では「健康」、第3次からは「歴史と文化」、第4次からは「みんなで創る」＝「協働¹」を加えるなど、時代の変遷に合わせた将来都市像を描きながら総合計画を策定してきました。

■これまでの総合計画の期間と将来都市像

第1次:昭和 45 年～60 年	「緑の健康都市」
第2次:昭和 60 年～平成7年	「潤いと活気のある緑の健康都市」
第3次:平成8年度～17 年度	「人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市」
第4次:平成 18 年度～27 年度	「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」

¹ 協働：それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること。

第2節 総合計画の構成及び期間

総合計画全体の構成及びそれぞれの期間については、以下の通りとします。

1. 構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画（地域別計画含む）」及び「実施計画」により構成します。

2. 期間

（1）「基本構想」 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）

市民・関係団体・事業者・行政などすべての主体が共有する本市の将来都市像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりの指針となるものです。

（2）「基本計画」 前期 5 年間（平成 28 年度～平成 32 年度）
後期 5 年間（平成 33 年度～平成 37 年度）

① 分野別計画

基本構想を実現するための手段・方法として、まちづくりの分野ごとに施策の体系を示すものです。

10 年間の施策ごとの方向性を明らかにするとともに、社会経済情勢や財政状況の変化などに対応するため、取り組んでいく施策の内容については5年で見直しを行います。

② 地域別計画

地域の特性を活かした、より地域の実態に合ったまちづくりを進めるため、小学校区ごとの主にソフト面²のまちづくりの方針を示すものです。

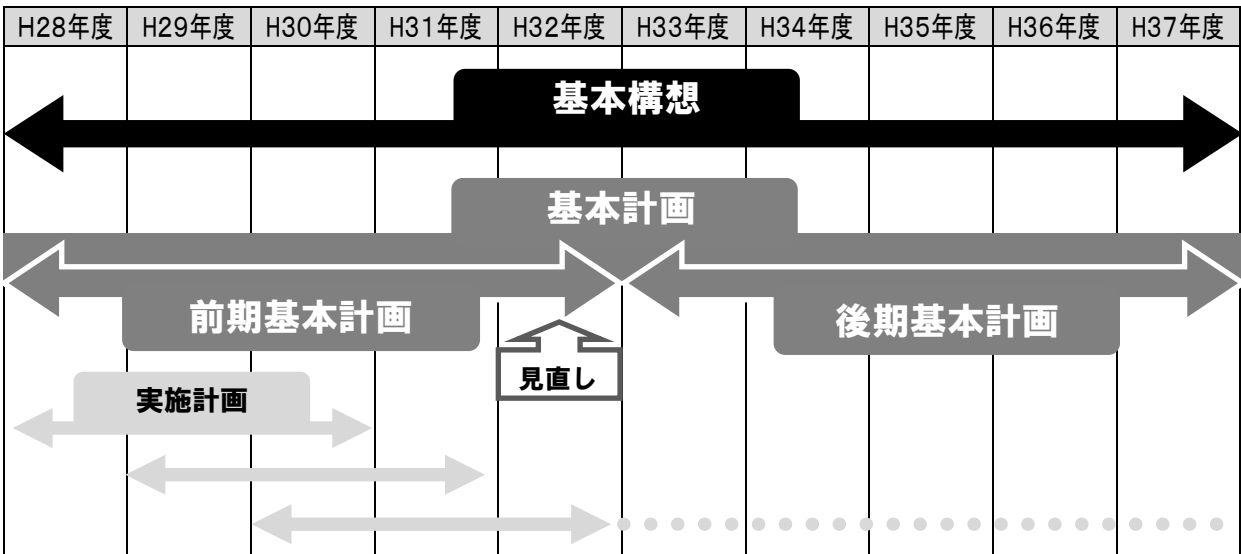
10 年後のめざすべき地域の姿の実現に向け、市民が主体的に行う取り組みや市民と行政が協働して行う取り組みなどを示します。

なお、地域の状況を確認しながら、必要に応じて5年で見直しを行います。

（3）「実施計画」 3 年間

3 年を1 期として策定し、社会情勢の変化などに対応するため1 年ごとに見直しを行います。

■計画の期間



² ソフト面：人材・技術・情報など無形のものに関すること。

第3節 総合計画策定の視点

社会経済情勢の変化や本市が直面する課題に的確に対応するため、本計画は以下の4つの視点に基づき、策定しています。

1. 社会潮流に対応した総合計画

人口減少、少子・高齢化や環境への意識の高まりなど、社会潮流が本市にもたらす影響を的確に把握し、これに対応した計画とします。

2. 経営の視点を重視した実効性のある総合計画

地域資源³の有効活用や、施策の選択と集中⁴など、経営の視点により、基本計画、実施計画及び予算の連動性を強め、財政見通しを踏まえた実効性のある計画とします。

3. 市民と共につくる総合計画

策定にあたっては、様々な形で市民が参画できる機会を設け、まちの将来都市像を共有するとともに、地域住民が主体となって地域ごとのまちづくりの方針を定める計画とします。

4. 分かりやすい総合計画

実現可能で明確な目標のもとに、評価や成果の視点を重視した計画体系を構築するとともに、行政評価システム⁵の活用などにより、達成度を明確に把握できる計画とします。

また、簡潔で要点を押さえた表現、見やすい紙面構成などにより、分かりやすい計画とします。

³ 地域資源：自然資源だけでなく、人的、歴史・文化的な資源など、地域に存在する特徴的なものを資源として活用できるものと捉えた総称。

⁴ 選択と集中：特定の分野・領域を選択し、資源を集中的に投入すること。

⁵ 行政評価システム：行政活動に目標の明確化、投入コストの明確化、成果指標の設定などを取り入れ、事務事業、施策、政策に対する評価を行い、改善につなげていく仕組み。

第2章 総合計画策定の背景

第1節 社会潮流

全国的な社会経済情勢の変化に伴い、地方自治体⁶におけるまちづくりも転換期を迎えています。これからのまちづくりの方向性を考える上で、こうした変化を的確に把握する必要があるため、ここでは、本市に影響を与える主な社会潮流を示します。

1. 少子・高齢化の進行による人口減少及び人口構造の変化

日本の総人口は平成 17 年から減少に転じ、本格的な人口減少社会が到来しています。晩婚化・未婚化を背景として、合計特殊出生率⁷は人口を維持していくために必要な 2.08 に対して 1.43（平成 25 年）と大きく下回っており、今後も少子化を主な要因とした長期的な人口減少が予測されています。

また、年少人口（0～14 歳）が減少する一方で高齢者人口（65 歳以上）は増加し、平成 37 年（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代⁸」が 75 歳以上を迎えることから、後期高齢者（75 歳以上）の急増が見込まれます。

人口減少及び人口構造の変化は、医療や介護などにかかる社会保障関係経費の増大をはじめ、地域の活力の低下、都市機能⁹の集約化の進行など、まちづくり全般に大きな影響を与えるものです。今後は、少子化対策や子育て支援の充実などによる出生数の増加をはじめ、次世代を担う人づくりや、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持って暮らすことができる支えあいの社会づくりなど、将来にわたって活力のある地域づくりが求められています。

2. 安全・安心なまちづくりへの要請

近年、台風や局地的な集中豪雨などの風水害をはじめ、東日本大震災に代表される大規模な地震など、全国的に自然災害が多発し大きな被害をもたらすとともに、近い将来、南海トラフ地震¹⁰の発生も懸念されています。

災害による被害を最小限に食い止めるため、ハード（施設や設備）整備だけでなく、地域における防災組織の充実や避難時の助けあいなど、ソフト面の取り組みが求められています。

また、全国の刑法犯罪の認知件数は平成 14 年をピークに減少傾向にあります。子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪では全体の件数に占める割合が上昇しています。

さらに、新たな感染症へのリスクや食の安全確保など、様々な分野における安全・安心への関心が高まっています。

3. 環境保全の重要性の高まり

地球規模での温暖化の進行により、気温や海水面の上昇をはじめ、異常気象の発生、生態系¹¹や農作物への影響など深刻な事態をもたらすことが予測されており、自然環境や生物多様性¹²の保全、自然エネルギーの活用、低炭素型の社会経済システム¹³の整備、循環型社会¹⁴の構築などが求められています。

⁶ 地方自治体：都道府県及び市町村。

⁷ 合計特殊出生率：女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す、15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

⁸ 団塊の世代：1947～49 年ごろの第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。

⁹ 都市機能：電気や水道、交通手段、行政機能、商業、教育、観光など都市が持つ機能。

¹⁰ 南海トラフ地震：日本列島の太平洋沖、南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている巨大地震。南海トラフとは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く海底の溝（トラフ）。

¹¹ 生態系：ある地域に生息するすべての生物群と、それを取り巻く環境全体のこと。

¹² 生物多様性：遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

¹³ 低炭素型の社会経済システム：地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。

¹⁴ 循環型社会：大量生産・大量消費型の社会に代わり、製品の再利用や再資源化などにより新たな資源投入を抑えることをめざす社会。

そのため、市民・関係団体・事業者・行政などの主体それぞれが、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減することや、環境保全意識を高めていく必要があります。

4. 経済情勢や産業構造の変化

社会経済のグローバル化¹⁵の進展に伴い、全国的に製造業の生産拠点の海外移転が進む一方、外資系企業¹⁶の国内進出が顕著となるなど、産業構造が変化しています。

また、第1次産業（農林水産業など）、第2次産業（製造業など）が減少し、第3次産業（サービス業など）が増加する傾向が続いており、農林業や製造業の衰退により、地域における雇用機会の減少など、まちの活力の低下につながるものが懸念されます。

今後は、地域資源を活用した産業の振興や若者の雇用機会の確保、女性が働きやすい職場環境づくりなど、活力の維持に向けた適切な対応が求められています。

5. 高度情報化の進展

近年、携帯電話やインターネット¹⁷など、情報通信技術¹⁸が飛躍的に普及したことにより、様々な分野で生活利便性が向上し、誰もが必要な時に必要な情報を容易に得ることができる環境となっています。一方で、情報にアクセスできる人とできない人との間に情報格差が生じることや個人情報情報の漏洩などの問題も発生しています。

地方自治体においては、市民に対する日常生活や災害に関する情報提供をはじめ、教育や福祉分野における活用など、行政サービスを効率的に提供する手段として、高度情報技術¹⁹の積極的な活用が期待されます。あわせて、誰もが情報通信サービスを楽しむことができる情報バリアフリー社会の実現や情報セキュリティ²⁰の確保、個人情報の保護などへの対応が求められています。

6. 地域のつながりの重要性の高まり

市民の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化などを背景として、地域のつながりが希薄化し、コミュニティの機能低下が懸念されています。一方で、東日本大震災を契機として、人と人との助けあいや支えあいの大切さが再認識されています。

また、地域の課題について、身近なことはより身近な人びとで解決する、それでも困難な場合は行政が対応する「自助・共助・公助」の考え方によるまちづくりが求められています。

今後は、行政が実施する取り組みの様々な場面で市民参画を進めるとともに、地域が主体となって地域課題の解決に取り組めるよう、地域のつながりを深めていくことが重要となっています。

7. 地方分権²¹の進展と広域連携の推進

地方分権の進展により、地方自治体は自らの責任と判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。人口減少や少子・高齢化が進み、税収の増加が期待できない一方、社会保障関係経費の増大などによる厳しい財政状況の中で、行政能力の向上や効果的・効率的な行政運営を推進するなど、より一層の行財政改革²²に取り組んでいく必要があります。

また、基礎自治体²³としての市町村の役割や権限が拡大する中で、行政サービスの充実や効率化を進めるとともに、新たな枠組みによる地域の魅力や活力の創出が求められており、市町村が互いに自立しつつ、広域的な連携の推進が必要となっています。

¹⁵ グローバル化：国家、地域など境界を超え、地球を1つの単位として捉える考え方や社会の状況のこと。

¹⁶ 外資系企業：日本で活動する外国企業。または資本の一定割合を外国企業・外国人投資家が支配している企業。

¹⁷ インターネット：全世界で相互接続されたコンピューター・ネットワークのこと。

¹⁸ 情報通信技術：情報・通信に関する技術の総称。

¹⁹ 高度情報技術：コンピューターやデータ通信に関連する高度な技術の総称。

²⁰ 情報セキュリティ：電子的な手段を利用した情報のやりとりに関する安全性や信頼性の確保のこと。

²¹ 地方分権：行政の統治権を中央政府（国）から地方政府（市町村など）に部分的、全面的に移すこと。

²² 行財政改革：地方自治体が行う財政面での経費節減と効率化、行政サービスの質の向上を目的とした改革。

²³ 基礎自治体：国の行政区画の中で最小の単位。市町村のこと。

第2節 河内長野市の現況

これからのまちづくりを考える上では、的確な現状認識が必要です。ここでは、まちの沿革やまちの特性、人口の動向、土地利用、財政の状況など、本市の現況を示します。

1. まちの沿革

昭和 29 年 4 月 1 日、長野町、三日市村、高向村、天見村、加賀田村、川上村の合併により、大阪府内 18 番目の市制を施行し、人口 31,052 人の河内長野市が誕生しました。

昭和 40 年代以降、高度経済成長²⁴を背景として急速に住宅団地の開発が進んだことにより、ピーク時には人口 123,617 人（平成 12 年 2 月末）に達し、大阪都市圏²⁵のベッドタウンとして重要な役割を担うようになりました。こうした人口規模の拡大に合わせながら、豊かな暮らしを支えていくため、都市化に対応した駅前整備をはじめ、道路、上下水道、義務教育施設などの都市基盤や公共施設の整備を進め、市民サービスの充実に努めてきました。

近年では、教育立市²⁶を宣言し、生涯学習²⁷を含めた教育の充実に努めるとともに、「ちかくてふかい 奥河内²⁸」をキーワードとした交流人口²⁹の増加に向けた取り組みなど、恵まれた自然や歴史的・文化的資源を活かしながら、時代に対応した住宅都市づくりを進めています。

2. まちの特性

（1）地理的特性

本市は、大阪府の南東端に位置し、東は奈良県、南は和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形づくっており、面積は大阪府内で 3 番目に広く、石川をはじめとする河川沿いに平野が開け、北に向かって河内平野に続いています。

大阪都心まで約 30 分、関西国際空港には約 1 時間、泉州、和歌山、奈良方面への結節点として交通至便の地でありながら、金剛山や岩湧山などの山並みにかこまれ、森林が市域の約 7 割を占めています。市内に居ながら大自然を満喫でき、水源地としてのきれいな水や澄んだ空気は本市の最大の魅力であると言えます。



（2）歴史・文化

古くは高野街道の宿場町として栄え、全国有数の国宝・重要文化財数を誇り、豊富な歴史的・文化的資源は、住む人はもちろん、来訪者をひきつける魅力の一つとなっています。また、教育立市に基づく取り組みや充実した社会教育施設など、文化的素養の高いまちとなっています。

（3）生活環境

犯罪や災害が少なく、南部の山間部や住宅団地周辺に広がる丘陵部は、緑豊かな景観を持つなど安全・安心で落ち着いた環境であり、主要 3 駅（河内長野駅、千代田駅、三日市町駅）周辺や幹線道路沿道を中心に商業施設が立地するなど、生活利便性の高い良好なベッドタウンとして発展してきました。一方で、近年では住宅団地を中心に急速な人口減少や高齢化が進んでいますが、市民活動の活性化による地域主体のまちづくりを進めています。

²⁴ 高度経済成長：1960 年代に日本の経済成長率が年平均 10%を超え、諸外国に例を見ない経済成長を遂げたこと。

²⁵ 大阪都市圏：大阪市を中心とする経済地域。

²⁶ 教育立市：市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むことをめざす河内長野市の方針。

²⁷ 生涯学習：人びとが生涯にわたり、主体的に続ける学習活動のこと。

²⁸ 奥河内：本市を中心とした大阪南東部の自然豊かなエリアを、多くの緑やきれいな水に恵まれた地域として本市が名付けたもの。

²⁹ 交流人口：通勤・通学、買い物、スポーツ、観光、レジャーなどによりその地域を訪れる人のこと。

(4) 産業

可鍛鋳鉄・ステンレス・ベアリング・つまようじ・すだれなどの地場産業が形成されるとともに、地産地消の普及促進を目的としたブランド認証制度である「近里賛品かわちながの」を通じて、農産物や加工品などの魅力をアピールするなど、農業振興や販売の促進を図っています。

3. 人口の動向

(1) 人口の推移

昭和 29 年の市制施行時に 31,052 人であった本市の人口は、昭和 40 年前後からの大規模な住宅団地の開発により大幅に増加しましたが、平成 12 年 2 月末の 123,617 人をピークに減少傾向に転じています。

その要因として、出生率の低下などによる自然動態が減少するだけでなく、転入数が年間約 3,000 人前後で推移している一方、転出数は約 3,500 人～4,000 人前後と、転出超過による社会動態の減少が大きく影響しています。

平成 25 年度末の人口は 111,683 人で、第 4 次総合計画の目標年度である平成 27 年度末の想定人口（12 万人）からは約 1 万人少なくなる見込みとなっています【図 1】。

また、大阪府と人口増減率の推移を比較すると、大阪府が微増傾向にある中で、本市では平成 12 年度末から平成 25 年度末で 9.0 ポイントの減少となっています【図 2】。

(2) 人口減少、少子・高齢化の状況

生産年齢人口（15～64 歳）は平成 12 年度末の 69.7%から平成 25 年度末には 59.9%と 9.8 ポイント減少しています。

一方で、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、前期高齢者（65～74 歳）、後期高齢者（75 歳以上）ともに、人口に占める構成比が高くなっています【図 1】。

また、大阪府と高齢化率、年少人口比率の推移を比較すると、平成 12 年度～平成 25 年度の間、大阪府では高齢化率が 9.3 ポイント増加しているのに対し、本市では 13.4 ポイントの増加となっており、大阪府では年少人口比率が 1.1 ポイント減少しているのに対し、本市では 3.6 ポイント減少となっています【図 2】。

(3) 人口の見通し

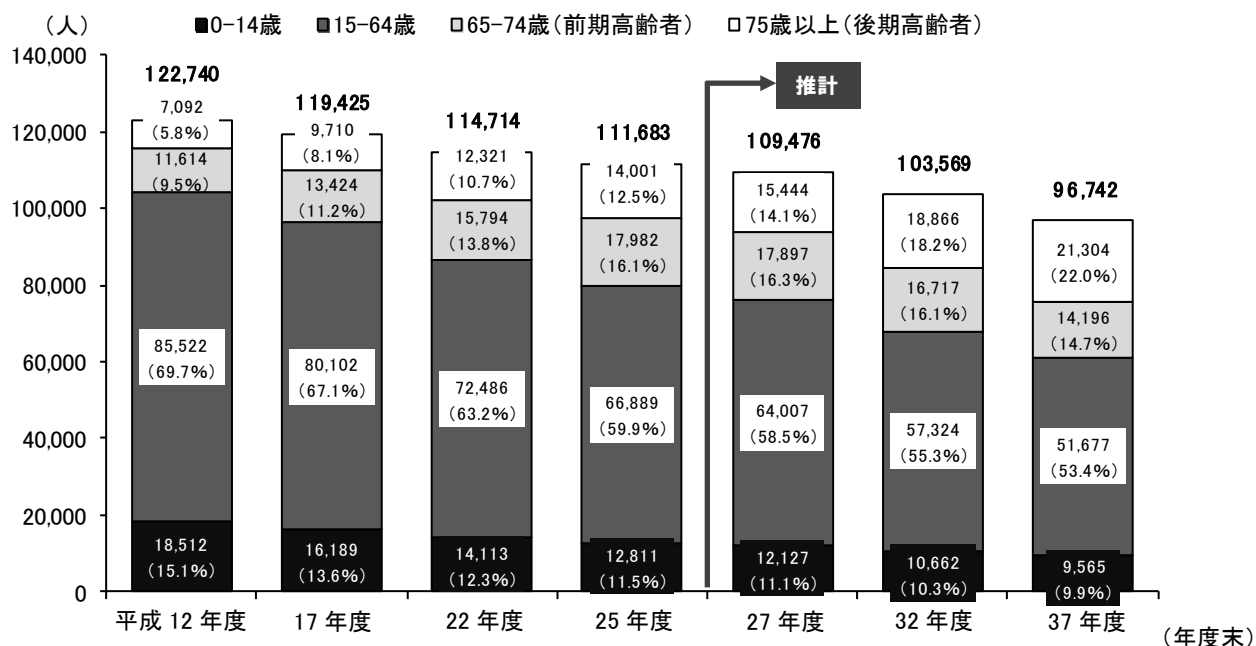
本市の人口は、人口減少、少子・高齢化の傾向が続き、本計画の最終年度である平成 37 年度末には 96,742 人と 10 万人を下回ることが予測されます【図 1】。

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14 歳）は緩やかに減少するものの、生産年齢人口は大きく減少していくことが予測されます。

一方で、高齢化はさらに進み、特に後期高齢者は、人口に占める構成比が上昇し続け、平成 32 年度末では、前期高齢者よりも割合が高くなり、平成 37 年度末には 22.0%となることが予測されます【図 1】。これは、大規模な住宅団地に転入した年代が一気に高齢期を迎えていることが影響していると考えられます。

また、年齢区分別構成比の将来推計を大阪府と比較すると、本市では、特に生産年齢人口比率の減少が大きくなっている一方、後期高齢者比率の増加が大きくなっています【図 3】。

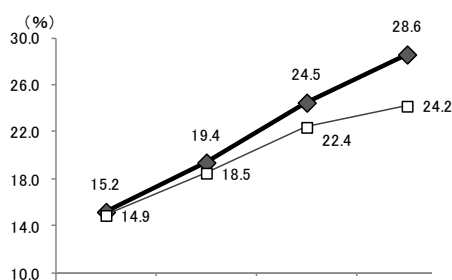
■人口の推移と将来推計【図1】



※平成21年3月末と平成26年3月末の住民基本台帳³⁰を用いたコーホート要因法³¹により推計しています。
 ※推計については、小数点以下を含むため、内訳の合計が総人口と一致しない場合があります。

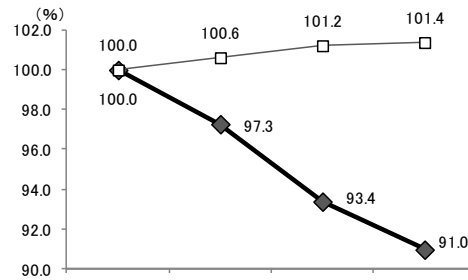
■大阪府との比較【図2】

【高齢化率の推移】



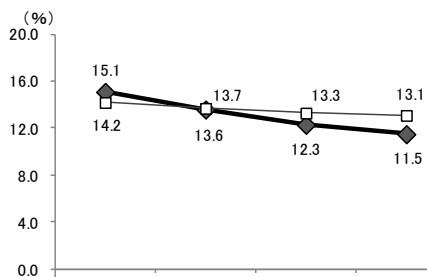
	H12年度	17年度	22年度	25年度	H25-H12
河内長野市	15.2	19.4	24.5	28.6	13.4
大阪府	14.9	18.5	22.4	24.2	9.3

【人口増減率(平成12年度を100.0とした場合)の推移】



	H12年度	17年度	22年度	25年度	H25-H12
河内長野市	122,740 100.0	119,425 97.3	114,714 93.5	111,683 91.0	-9.0
大阪府	8,805,081 100.0	8,817,166 100.1	8,865,245 100.7	8,878,694 100.8	0.8

【年少人口比率の推移】



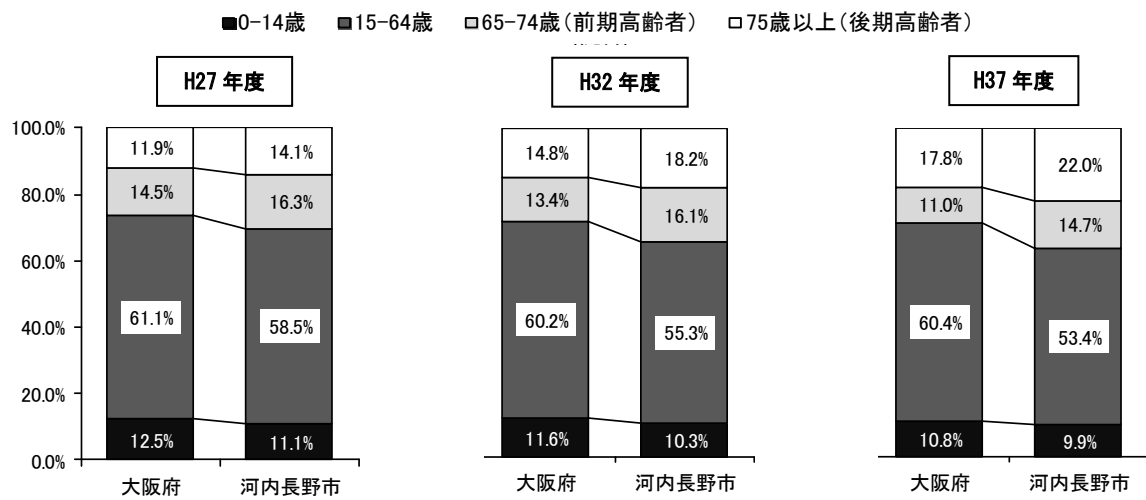
	H12年度	17年度	22年度	25年度	H25-H12
河内長野市	15.1	13.6	12.3	11.5	-3.6
大阪府	14.2	13.7	13.3	13.1	-1.1

※河内長野市：住民基本台帳（各年度末現在）
 大阪府：平成12年度～22年度は国勢調査（各年度10月1日現在）
 平成25年度は住民基本台帳（平成26年1月1日現在）

³⁰ 住民基本台帳：市町村で居住関係の公証、選挙人名簿への登録その他の事務処理の基礎とするとともに住民に関する記録の適正な管理をするために作成される台帳。

³¹ コーホート要因法：コーホートは同年（または同期間）に出生した集団のことを言い、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる推計方法。

■年齢区分別構成比の大阪府との将来推計比較【図3】



※河内長野市：住民基本台帳をもとに推計（各年度末現在）
 大阪府：国勢調査をもとに推計（各年度 10 月 1 日現在）

4. 土地利用

土地利用の推移については、昭和52年と平成24年を比較すると、宅地が622haから1,039haと1.67倍に増加する一方、農地が771haから493haと0.64倍に減少しています。【表1】

しかしながら、土地利用区分別面積比では68.3%を森林が占めるなど（平成24年10月1日現在）、大阪都心に近い交通至便な地域でありながら自然豊かな環境に恵まれています【図4】。

平成25年度に実施した総合計画に係る市民アンケート調査においても、本市が好きな理由として「自然が多いから」が81.6%と、他を引き離して高い割合となっており、自然環境が市民にとっての大きな財産となっていることから、今後も自然を大切にしまちづくりを進めていく必要があります。

また、近年、空き家・空き地や農地及び森林における耕作放棄地³²や管理放棄林³³など、土地利用の質的な変化が生じており、適切な対応が求められています。

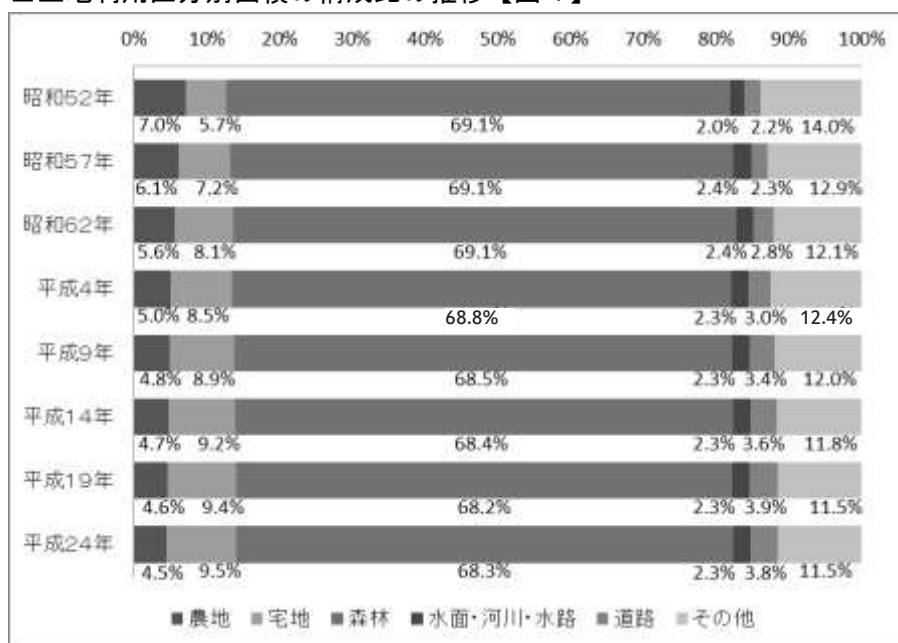
■土地利用区分別面積・比率の推移【表1】

	農地		宅地		森林		水面・河川・水路		道路		その他		総面積
	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	
昭和52年	771	7.0%	622	5.7%	7,577	69.1%	220	2.0%	238	2.2%	1,532	14.0%	10,960
昭和57年	665	6.1%	786	7.2%	7,575	69.1%	263	2.4%	252	2.3%	1,419	12.9%	10,960
昭和62年	611	5.6%	888	8.1%	7,568	69.1%	261	2.4%	303	2.8%	1,329	12.1%	10,960
平成4年	551	5.0%	933	8.5%	7,538	68.8%	256	2.3%	329	3.0%	1,354	12.4%	10,961
平成9年	530	4.8%	980	8.9%	7,503	68.5%	254	2.3%	375	3.4%	1,319	12.0%	10,961
平成14年	516	4.7%	1,009	9.2%	7,497	68.4%	254	2.3%	395	3.6%	1,290	11.8%	10,961
平成19年	505	4.6%	1,031	9.4%	7,479	68.2%	254	2.3%	427	3.9%	1,265	11.5%	10,961
平成24年	493	4.5%	1,039	9.5%	7,490	68.3%	253	2.3%	421	3.8%	1,265	11.5%	10,961

※土地利用区分別面積・比率の数値については四捨五入を行っているため、内訳の合計が一致しない場合があります。総面積は、全国都道府県市町村別面積調（国土交通省国土地理院）による数値となっています。

国土利用計画関係資料一部修正（毎年10月1日現在）

■土地利用区分別面積の構成比の推移【図4】



※土地利用区分別面積・比率の数値については四捨五入を行っているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

※国土利用計画関係資料一部修正（毎年10月1日現在）

³² 耕作放棄地：過去1年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作されることがない農地。

³³ 管理放棄林：適切な管理がされていない森林。

5. 財政の状況

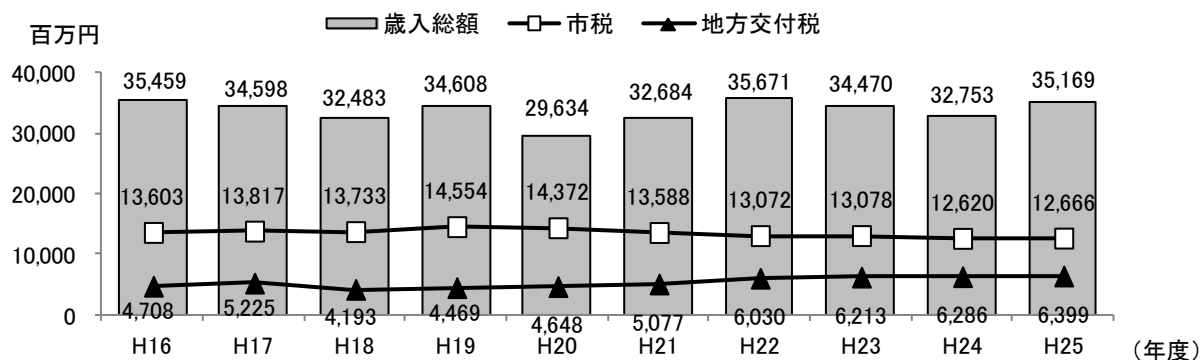
(1) 歳入の推移

歳入の状況については、自主財源³⁴のほとんどを占める市税収入が、人口減少や高齢化、地価下落などの影響により減少傾向となっています。一方、依存財源³⁵である地方交付税³⁶は、市税の減少などにより、近年は増加傾向にあります。【図5】。

なお、市税については、平成19、20年度に、国税である所得税を減税し、個人市民税を増税したことや定率減税の廃止といった大きな税制改正により増加に転じたものの、減少傾向が続いており、特に、団塊の世代が大量に退職し始めた平成16年度以降、府内都市平均と比較すると減少の幅が大きくなっています。ベッドタウンとして発展した本市では、歳入に占める個人市民税の割合が府内都市平均よりも高いことから、大きな影響を受けたものと考えられます【図6】。

また、本市は企業が少なく府内都市平均と比較して市民一人当たりの法人市民税³⁷が半分以下であり、固定資産税³⁸も大阪市を中心として地価は放射状に低くなるため、府内都市平均より低くなっています。

■歳入(収入)の推移(普通会計)【図5】



■平成9年度を100とした場合の市税の指数【図6】



³⁴ 自主財源：地方自治体の財源のうち、市民税や固定資産税など、国や府に依存しないで独自に調達できる財源。

³⁵ 依存財源：地方自治体などが国や府に依存して調達する財源。

³⁶ 地方交付税：地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国から交付される財源。

³⁷ 法人市民税：市内に事務所や事業所がある法人に対して規模や収益に応じて課される税。

³⁸ 固定資産税：土地・家屋・償却資産に対して課される税。

（２）歳出の推移

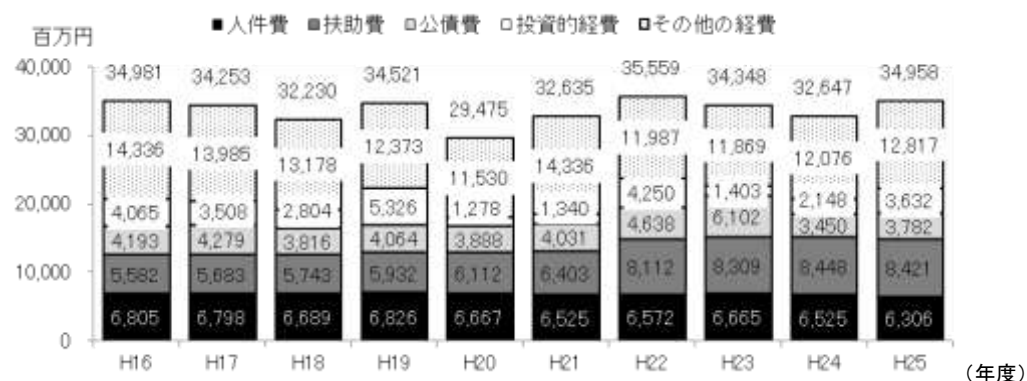
歳出のうち、人件費は、職員数の削減などにより減少傾向にあります。

また、扶助費（福祉や生活保護にかかる費用）は、平成 16 年度と比較すると平成 25 年度では 1.5 倍と著しく増加しており、児童福祉費の制度改正や生活保護費の増加などが要因となっています。【図 7】さらに、その他経費に含まれる、介護関係の繰出金も増加してきています。

今後も人口減少、生産年齢人口（15～64 歳）の減少による市税の減少や高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれます。

また、人口急増期に整備された、市内の公共建築物をはじめ、道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ³⁹施設などが更新時期を迎え、その改修などの費用が膨大となることが予測されており、計画的な維持管理・更新を行っていく必要があります。

■歳出(支出)の推移(普通会計)【図 7】



（３）財政の現状

本市の市債現在高は、新規起債発行の抑制や繰上償還の実施などにより減少傾向となっています。なお、財政調整基金は、近年では横ばいとなっているものの【図 8】、人口減少や少子・高齢化などにより、今後さらなる厳しい財政状況が予想されることから、可能な限り基金に頼らない行政運営をめざしています。

また、財政構造の弾力性（ゆとり）を示す経常収支比率⁴⁰は、団塊の世代が大量に退職し始めた頃から悪化し、府内都市平均を上回った状態が続き、平成 18 年度以降 100% 近くに高止まりしており、財政の硬直化⁴¹が顕著になっています【図 9】。

本市では、平成 24 年度に策定した「財政体質改善プログラム（H25 年度～H29 年度）」に基づき、「経常収支比率の改善を主眼とした財政構造の弾力化」及び「市債⁴²残高の抑制」、「基金⁴³に依存しない財政体質の継続」を目標に掲げ、財政健全化に取り組んでいます。さらなる取り組みが求められています。

³⁹ インフラ：産業や社会生活の基盤となる施設。

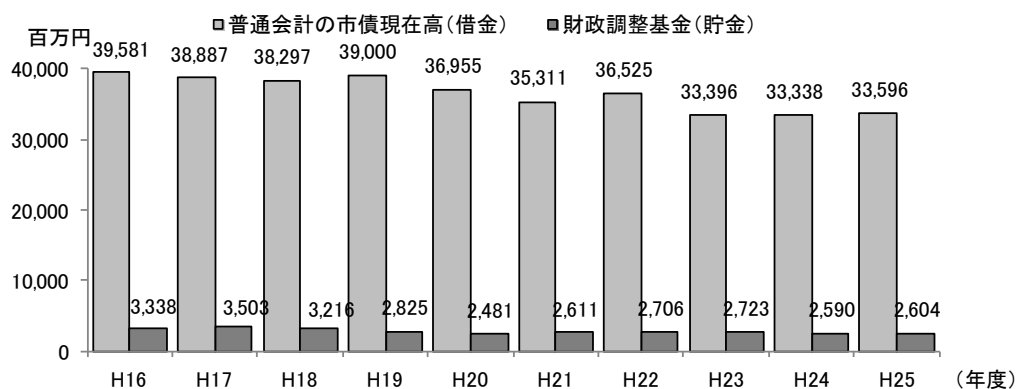
⁴⁰ 経常収支比率：市税や地方交付税など使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率。

⁴¹ 財政の硬直化：経常収支比率が高く、財政にゆとりがない状態。

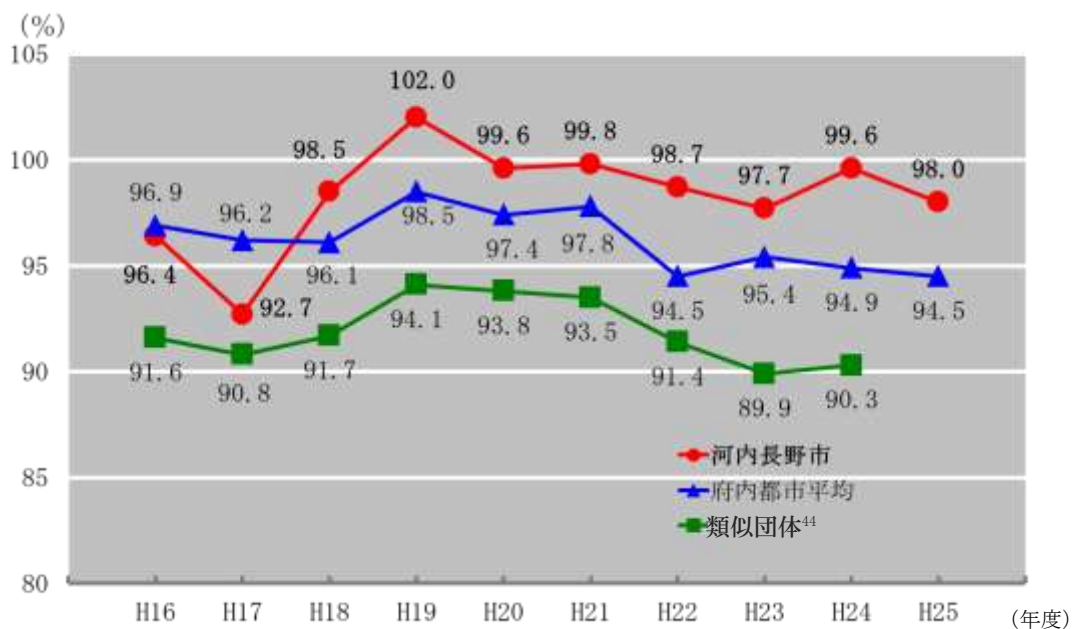
⁴² 市債：市が資金調達のために発行する債券。債券を発行することを起債と言う。

⁴³ 基金：積み立て、取り崩しにより財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。財政調整基金。

■市債現在高及び財政調整基金の推移【図8】



■経常収支比率の推移【図9】



⁴⁴ 類似団体：総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表に基づき、全国の市町村を「人口」と「産業構造」の要素により分類したもの。平成24年度の本市の類似団体は全国で86団体あります。

第3節 各種調査結果から見る市民意識

市民から見た本市の現状や課題、取り組みのアイデアなどの提案について、本計画の策定にあたって実施した各種調査結果から、主な意見を以下の通りまとめました。

(※「●」現状や課題、「◆」は取り組みのアイデアなどの提案)

分野 調査種別	人口・世帯	環境・景観	健康・福祉・人権	子育て支援・教育・文化	商工業・農林業・観光
市民アンケート	●8割以上が定住(市外に移りたいを除く)を希望しているが、20歳代以下の定住意向は7割未満となっている	●町並み・自然・歴史などへの満足度が高く、重要度も比較的高い ●定住したい理由として自然環境のよさがあげられている ●身近な緑などの環境保全、自然を残した田園風景が広がるまちが望まれている	●住み続けるために必要なこととして福祉サービスの充実が求められている ●高齢者や障がい者が安心して暮らせるまち、保健・医療が整ったまちが求められている	●子育て世代では教育に関する重要度が高い ●心の教育の推進や、いざというときに預けられる保育サービスの充実が求められている	●産業に関する満足度は低い ●市外に移りたい理由として、買い物などの不便さがあげられている ●駅周辺などの商店の活性化が求められている
市民ワークショップ	●人口が減少している ●高齢化が進み一人暮らし高齢者が増加している ●少子化により将来の不安要素が多い ◆地域を維持する観点から人口確保のため、地域資源を活かし、特徴あるまちづくりを行う	●自然や文化財、歴史的景観など資源が多い ●水や空気がきれい ●山々が昔に比べて荒れている ◆豊かな自然や文化財を守るだけでなく、活かす ◆環境・景観の魅力をPRする ◆協働により環境・景観の取り組みを進める	●まちづくり協議会など地域の交流・連携に市が取り組んでいる ◆市民相互の助けあいができる関係づくり、集まる場や機会をつくる ◆得意分野を活かした支えあいへの参加を促す	●くろまる塾⁴⁵などの学びの場がある ●教育立市として、市民のレベルアップを図っている ◆自然や歴史・文化を活かした教育の推進 ◆誰もが主体的に学べる場所や機会の充実(市民大学を設立) ◆地域資源を活かして郷土愛を育む	●個人商店が減少し、買い物弱者⁴⁶が増加している ●歴史・文化、自然などの観光資源が豊富 ●大都市近郊で気軽に来訪できる ◆耕作放棄地の有効活用を図る ◆農の魅力を観光や商業とつなぐ ◆特産品開発と販売店づくり
小中学生アンケート、ワークショップ	●小学生では半数程度が住み続けたいと思っており、中学生の方が若干低い ●子どもが少ない ◆河内長野の良いところをPRする	●河内長野市を好きな理由、市外に紹介したいことは、自然環境が多いこと ●自然や寺社仏閣が多い、星がきれい、ホテルがある ●ごみのポイ捨てが多い ◆アスレチックなど身近に自然を感じられる場所をつくる ◆地域の人と一緒に清掃活動などを行う	●子どもから高齢者まで元気に暮らせる健康なまちが求められている ●大きな病院がある	●利用しやすい図書館がある ●伝統芸能、文化財が多く、国宝もある ◆図書館での読み聞かせ活動を行う	●中学生では、市内で働ける場所の充実が求められている ●買い物などの便利さの充実が求められている ●伝統工芸品、特産品がある ◆伝統工芸品などのPRをする ◆地元でつくったものを売れる店をつくる ◆文化財を巡るツアー、歴史的な名所のイベントを増やす

⁴⁵ くろまる塾：平成23年6月に開校した本市独自の生涯学習組織。「いつでも・どこでも・だれでも・なんでも・みずから」学ぶための学習の場と機会を提供していく仕組み。

⁴⁶ 買い物弱者：住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たちのこと。

分野 調査種別	都市基盤	安全・安心	協働・コミュニティ	財政・行政運営
市民アンケート	●駅へのアクセス、道路・歩道の整備が求められている ●市外に移りたい理由として、通勤・通学、買い物の不便さがあげられている ●空き店舗、空き地を活用したにぎわいあるまちが求められている	●消防・救急に関する満足度、重要度ともに高い ●災害時における連絡体制の充実が求められている ●防犯灯の設置など、防犯環境の充実が求められている	●地域活動などへの参加は、若い世代ほど少ない ●地域の関係づくりや、活動の担い手、リーダーづくり、市民が参加しやすいイベントなどの開催が求められている	●市政に市民の意見を反映させるために情報提供の機会の充実が求められている ●事務・事業を見直し、必要に応じて統合・廃止することが求められている
市民ワークショップ	●居住地中心でまちに落ち着きがあるが、駅前がさびしい ●近鉄と南海の結節点がある ●広域道路網が不足している ◆住み良いまちづくりに向けて都市計画を再検討する ◆車中心の生活様式から転換するなど、コンパクトシティ⁴⁷の考え方に基づく、歩いて暮らせるまちづくりをめざす	●災害が比較的少ないが、高齢化と人口減少で災害時の助けあいが不安 ●子ども見守り隊の活動が活発 ◆元気高齢者の活力を活かすなど、地域ぐるみで防災・防犯体制を整える ◆防災、防犯、生活支援など、あらゆる面での安全・安心に暮らせるまちづくりを行う	●退職後で余暇時間のある人が多いが、ボランティア活動につながる人は少ない ●地域リーダーなどの担い手が不足してきている ●市民同士の結びつきの強い地域がある一方、一体感やつながりが薄い面もある ◆市民との協働による情報バンクやネットワークをつくり情報を共有する	●市民と行政の情報連携が少ない
小中学生アンケート、ワークショップ	●買い物などの日常生活の便利さが求められている ●公園や公共施設が多い ●交通の便が悪い	●小学生では安全・安心なまちを求める割合が高い ●災害や犯罪が少ないが、暗くて危険な場所がある	●ほとんどの小中学生が近所の人とあいさつをしている ●小学生の4割程度が地域活動や行事に参加している ●地域の人がやさしい、温かい ◆老若男女問わず交流できる場づくりやあいさつなどのコミュニケーションを図る ◆地域活動や行事に参加する	

各種調査結果から見る市民が求めるまちづくりの方向性

○人口減少、少子・高齢化が進行していますが、安全・安心の取り組みはもちろん、子育て・教育や健康・福祉、交通も含めた生活利便性の向上により、子どもから高齢者まで、誰もが暮らしやすいと感じられるまちづくりを展開し、良好な住環境をPRすることで定住を促進することが必要です。

○市民が魅力と捉えている豊かな自然や歴史・文化を、観光誘客による来訪者の増加や産業の活性化、特徴的な景観づくりなどに活かし、河内長野らしさを感じられるまちづくりを進めることが必要です。

○地域課題の解決に向け、元気な高齢者など、これまでに育まれてきた市民の力を活かしながら、人と人とのつながりによる協働のまちづくりを展開するとともに、それを支援する行政力の向上を図ることが必要です。

⁴⁷ コンパクトシティ：都市の郊外への拡大を抑制するとともに中心市街地の活性化を図り、生活に必要な機能が集約した効率的で持続可能な都市、またはそれをめざした都市政策のこと。

第4節 河内長野市の主な課題

社会潮流や市民意識、第4次総合計画の実施状況などから、これからのまちづくりを進めるために踏まえるべき本市の主な課題を示します。

1. 急速な人口減少と少子・高齢化への対応

本市の人口は、平成12年2月をピークに減少に転じ、府内自治体と比較しても、人口減少が急速に進んでいます。また、昭和40年代に開発された住宅団地を多く抱える本市では、人口急増期に転入した年代が同時に高齢期を迎え、少子・高齢化も急速に進行しており、税収の減少、地域コミュニティの担い手不足など、まちの活力を低下させるおそれがあることから、その対応が喫緊の課題となっています。人口減少、少子・高齢化が避けられない状況の中で、これら課題に対応した取り組みを進めるとともに、人口減少を抑制する取り組みについても進めていく必要があります。

今後は、安心して子どもを産み育てるための途切れの無い支援や女性が働きながら子育てしやすい環境づくり、高齢者が住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らせる社会づくりなど、子どもから高齢者までライフステージ⁴⁸に応じた支援により、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進める必要があります。

また、「河内長野に住みたい、住み続けたい」と思えるまちづくりのため、子育て支援や教育環境の充実、雇用の創出、都市魅力の創出と発信などに取り組み、さらなる定住・転入を促進していく必要があります。

2. めくもりのある地域社会の構築

本市では、府内自治体と比較しても高齢化が急速に進んでおり、特に後期高齢者（75歳以上）の増加により、介護や支援を必要とする人の増加が予測されます。そのため、健康寿命⁴⁹の延伸に向けた健康づくりや介護予防の推進など高齢者自身の取り組みへの支援と合わせ、地域の支えあいの体制づくりが重要となります。元気な高齢者がこうした地域における支援において活躍できる仕組みづくりも大切な視点であり、地域包括ケアシステム⁵⁰の構築や認知症⁵¹対策など、高齢者対策へのさらなる取り組みを推進する必要があります。

また、障がい者に対する支援の充実を図り、可能な限り自立して暮らせるまちづくりを進めるとともに、ひとり親家庭や生活困窮者⁵²などの支援を必要とする人が安定した生活を送ることができるよう、相談体制や生活支援の充実を図ることが求められます。

さらに、一人ひとりの人権を尊重しながら、誰もが雇用の場や地域において活躍でき、めくもりを感じることができるよう、地域ごとの特性に応じた地域社会づくりを進める必要があります。

3. 安全で安心なまちづくり

市民の生命と財産を守るため、災害時の対応や防犯対策など、日常生活における安全・安心対策の強化が求められています。

本市では、市域の大半を占める山間部、丘陵部において、台風や集中豪雨による土砂災害などへの対応が課題となっており、地域主体による自主防災組織⁵³の活動など、災害対策への意識が高まっていますが、今後も災害による被害を最小化させる「減災」に向け、治山・治水対策や自主的な防災活動の促進など、さらなる防災対策の充実に向けた取り組みを推進する必要があります。

⁴⁸ ライフステージ：幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

⁴⁹ 健康寿命：平均寿命（0歳児が平均してあと何年生きられるか）のうち、健康で活動的に暮らせる期間。平均寿命から介護期間を差し引いたもの。

⁵⁰ 地域包括ケアシステム：高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供する仕組みのこと。

⁵¹ 認知症：加齢等に伴う脳の器質障害により、いったん獲得された知能が持続的に低下・喪失した状態。

⁵² 生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

⁵³ 自主防災組織：地域で自主的に防災活動に取り組んでいる組織。

あります。

また、本市は府内でもトップレベルの犯罪の少ないまちとなっていますが、全国的に子どもや高齢者など社会的弱者を狙った犯罪が目立っており、今後も引き続き、大阪一犯罪の少ないまちをめざし、防犯対策の強化を図っていく必要があります。

さらに、消防・救急体制や医療体制の充実を図るとともに、感染症対策や消費者問題への対応、交通安全対策など、あらゆる分野において安全で安心なまちづくりを進めていく必要があります。

4. 自然環境の保全とより良い環境の創造

本市は、都市近郊でありながら森林にかこまれ、里山や農空間が形成されており、豊かな自然環境やその恩恵である美味しい水や空気は市民にとってかけがえのない財産となっています。一方で、農林業の担い手の高齢化や後継者不足などから耕作放棄地や管理放棄林が増加しています。

また、自然とのふれあいにより、潤いや安らぎを感じられる豊かな市民生活を実現していくため、森林、河川、農地などの自然環境の保全や活用を行うとともに、環境美化の推進や美しい景観づくりなど、質の高い、より良い環境の創造に向けたまちづくりが求められています。

さらに、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、循環型社会の実現をめざして、市民・関係団体・事業者などと連携しながら、資源循環や環境負荷の低減に向けた取り組みを推進する必要があります。

5. 地域資源の活用と連携による産業の振興

後継者不足や景気の低迷などにより、商工業事業所数や農林業従事者が減少している中、本市の資源や魅力を活かした新たな価値の創造をめざして、農林業・商工業の連携を図り、地域資源を活用しながら、生産から加工・販売までを効果的・効率的に行うための取り組みなどを推進するとともに、市民・関係団体・事業者などとも連携しながら、生産、消費、雇用などの経済活動が市内で循環するように取り組んでいく必要があります。また、こうした産業間の連携は、市域を越えた広域的な広がりにより、さらなる相乗効果を生むことが期待されています。

今後は、さらに自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、奥河内の玄関口である「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」の活用や観光振興による交流人口の増加を図るとともに、既存事業者への支援や起業促進、企業誘致の推進など、市内経済の活性化に向けた取り組みが必要です。こうした取り組みにより、市内における雇用の場を確保するとともに、女性や高齢者、障がい者などの就労支援や、これらの取り組みを進める企業への支援など、誰もが働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

6. 質の高い魅力ある都市づくり

本市では、人口減少、少子・高齢化が進む中で、河内長野駅周辺を中心市街地の活性化や、公共交通の維持・発展など利便性の確保、住宅団地などにおける空き家・空き地への対策が求められており、市民の暮らしやすさの維持・向上を図っていく必要があります。

また、本市の将来的な発展に向けて大阪河内長野線の延伸、堺方面へのアクセス道路など、広域幹線道路網の整備を進めていくとともに、市内交通網の充実を図る必要があります。

一方、住宅団地等の開発に伴い整備された道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設、及び公共建築物が老朽化による更新時期を迎えており、計画的な維持管理・更新を行う必要があります。

今後も、本市の強みである自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、美しい都市景観の形成や地域ごとの特性に応じた質の高い魅力ある都市づくりを進めていく必要があります。

7. 学びを通じた人づくり

まちの魅力を活かし、まちの活力を維持・向上していくためには、市民力や地域力を高めることが必要であり、「教育立市」の精神のもと、あらゆる世代の学びを進めるとともに、学びの成果をまちづくりに活かすことが求められています。

とりわけ、次世代を担う人材として、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもたちを育むため、学校教育環境の充実を図るとともに、家庭や地域、学校などの地域総ぐるみで子育てを担っていく必要があります。

また、高齢者をはじめ誰もが生きがいを持って健康で充実した生活が送れるよう、学びの場の機会の創出や文化活動、スポーツの振興を図っていく必要があります。

さらに、全国有数の文化財をはじめ、本市の伝統や文化を大切に、ふるさとや地域への愛着と誇りを高める取り組みを推進するとともに、これら資源を効果的にまちづくりに活用していく必要があります。

8. 市民主体の地域づくり

地域によって地理的条件や生活状況が異なる本市では、地域ごとの特性を踏まえた対応が求められており、様々な地域課題への対応を地域自らで考え、実行していくことで、自治意識の向上を図り、地域の力を高めていくことが必要となっています。

しかしながら、全国的な傾向と同様、本市においても自治会加入率が低下しており、地域における担い手不足の顕在化や地域のつながりの希薄化が懸念され、地域コミュニティの活性化が課題となっています。

そのため、今後さらに、自治会への加入促進をはじめ、自治会や地域まちづくり協議会⁵⁴等のコミュニティ活動への支援などを通じて、特に若い世代を含め、誰もが地域社会に参加できる仕組みづくりを行うとともに、まちづくりへの主体的な参画を促進し、コミュニティ組織⁵⁵、NPO⁵⁶、企業などの多様な主体の連携などを推進することで、市民一人ひとりが、元気で住み良い、市民主体の地域づくりを進めていく必要があります。

9. 協働によるまちづくり

市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに効果的・効率的に対応していくためには、行政にゆだねられたこれまでの公共に対して、共にまちづくりを推進する担い手として、NPOや事業者など多様な主体が、公共あるいは公共的分野の運営に関わり、行政だけでは生み出すことのできない価値やサービスを創造していくことが求められます。

そのため、各主体がまちの魅力や課題、まちづくりの方向性を共有し、お互いに信頼関係を構築するとともに、当事者意識や共感の輪を広げていくことで、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

10. 健全で効率的な行政運営と広域連携の推進

本市が将来にわたり発展していくためには、人口減少、少子・高齢化による社会環境や家族環境の変化への対応をはじめ、多様化・高度化する市民ニーズなどへの対応が必要です。市民サービスを安定的・継続的に提供していくとともに、高度情報技術を活用した利便性の高い新たなサービスの展開を進めるため、情報格差の解消や、情報バリアフリーの推進、個人情報の保護への対応などが求められています。

また、地域主権改革⁵⁷により市町村への事務や権限が積極的に移譲されていく中で、行政評価を踏まえた「選択と集中」による成果重視の効果的な行政運営が求められています。さらに、新たな時代に対応し、まちの魅力を向上していくため、財源の確保や公共施設などの適正管理などに取り組み、安定した財政基盤を確立していく必要があります。

あわせて、行政運営をより効果的・効率的に進める観点から、近隣市町村などとの広域連携の重要性も高まっています。今後も、近隣市町村や関係機関との連携を図りながら、経済、観光、文化、交通、医療など幅広い分野において、広域的な課題への対応が重要となります。

⁵⁴ 地域まちづくり協議会：地域住民の基盤である地域型組織やテーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を活かしながら、地域課題に主体的に対応できる組織。

⁵⁵ コミュニティ組織：自治会や町内会などの地縁団体や、子ども会、老人会など地域で活動している団体。

⁵⁶ NPO：Non-Profit Organizationの略。民間非営利団体。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を非営利で行う民間団体。

⁵⁷ 地域主権改革：国や都道府県の権限や財源をできる限り地域に移すことをめざす取り組み。

第3章 まちづくりの基本理念及び将来都市像

第1節 まちづくりの基本理念

今後、本市のまちづくりを進める上での基本となる考え方として、まちづくりの基本理念を以下のとおり設定します。

まちづくりの基本理念

人・自然・歴史・文化など、多様な地域資源を最大限に活用しながら、成熟した都市※として、人と人とのふれあいを大切に、市民の豊かな暮らしと新たな価値の創造をめざします。

※成熟した都市:ここでは、成長によって得た豊かさを維持しながら質的充実を図り、誰もが安心して住み続けることができる、持続可能な都市を言います。

また、まちづくりの基本理念に基づき、以下の3つのまちづくりの視点を持ちながら取り組みを推進します。

(まちづくりの視点)

1. みんなで一緒に創るまちづくり

市民が豊かさを実感し、将来に希望を持って生活していくため、市民一人ひとりが責任を持ちながらまちづくりの担い手となり、みんなで力を合わせて魅力的なまちを創造します。

2. 安全・安心で元気なまちづくり

市民が安心して元気に暮らし続けるため、安全・安心なまちづくりを基本としながら、地域に愛着と誇りを持った豊かな人づくりを進めるとともに、本市の財産である地域資源を活かした産業の活性化を図るなど、元気なまちづくりを進めます。

3. 人・自然・歴史・文化との調和と共生のまちづくり

本市特有の豊かな自然や先人が築いた歴史・文化が調和し、多彩な魅力が輝くまちづくりを進めるとともに、すべての人にやさしい、人と人が共生したまちづくりを進めます。

第2節 将来都市像

市民と行政が共にまちづくりを進めていく上で、共通にイメージできる到達点としての将来都市像を設定し、同じ目標に向かって取り組みを推進することが重要です。

そのため、まちづくりの基本理念に基づき、私たちがめざす将来の都市像を次のように定めます。

将来都市像

**人・自然・歴史・文化輝く
ふれあいと創造のまち 河内長野**

市民一人ひとりが元気で輝き、本市が持つ魅力的な自然・歴史・文化にさらに磨きをかけるとともに、人と人、人と自然、人と歴史・文化とのつながりを大切にします。さらに、市民同士のふれあいや支えあいによって豊かなくらしを創造するとともに、新たな魅力や価値を創出し、にぎわいや活力に満ちたまちを創造します。

第4章 将来人口と都市空間の基本的な考え方

第1節 将来人口

将来人口は、まちの活力、規模を表す指標として、最も基本となるものです。本計画における将来人口を以下の通りと想定します。

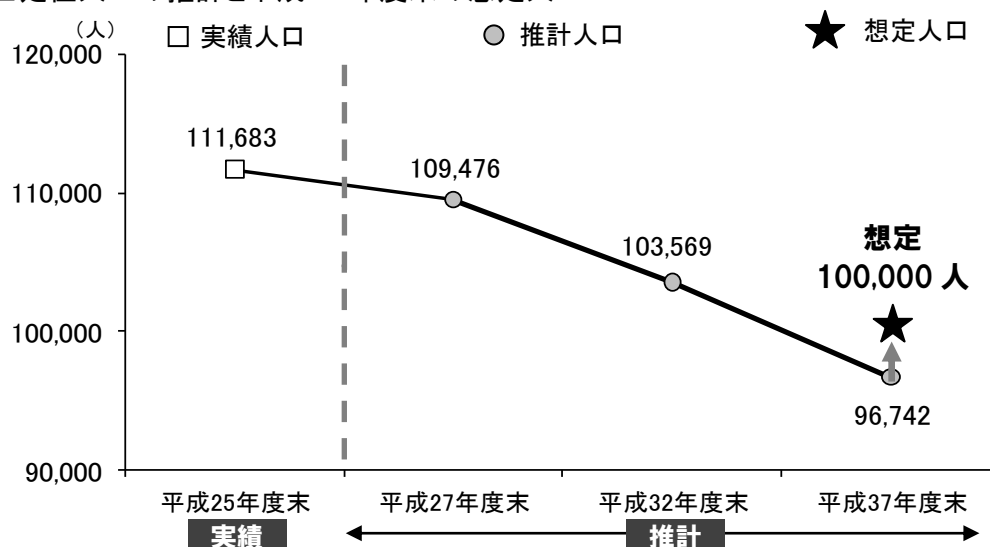
1. 定住人口

日本全体が人口減少、少子・高齢社会を迎える中、本市の人口も減少傾向が続き、計画の最終年度である平成37年度末には96,742人と100,000人を下回ることが予測されます。このまま人口が減少し続けると、さらなる税収の減少やコミュニティの弱体化など、様々な影響をもたらすことが懸念されることから、今後も、将来都市像の実現に向けてまちの活力を維持・向上していくため、人口減少の抑制に向けたさらなる取り組みを推進するとともに、バランスの取れた年齢構成の人口構造を確保していく必要があります。

そのため、健康寿命の延伸や福祉の充実などにより、高齢期も含め、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、出生数の増加や若い世代の定住・転入の促進に向け、安心して結婚、出産、子育てができる環境の充実をはじめ、産業活性化や雇用の場の確保、交通利便性の維持・向上などの取り組みが求められます。さらに、奥河内を中心とした観光振興などにより、交流人口の増加を図り、市内での定住化や市外からの転入促進につなげていく必要があります。

これらの取り組みにより人口減少を抑制し、これまでに整備してきた公共建築物やインフラ施設、商業施設、病院などの都市機能を維持できるよう、平成37年度末における定住人口の想定を100,000人とします。

■定住人口の推計と平成37年度末の想定人口



2. 活動人口⁵⁸

第4次総合計画では、定住人口と合わせ、まちの活力を示す指標として、活動人口の概念を設定しており、市民公益活動団体⁵⁹の活動支援や地域まちづくり協議会の設立、くろまる塾の開設など、活動人口の増加に向けた取り組みを推進してきました。

今後も、まちの活力を維持していくために、地域における様々な人や団体の活発な活動を促進するなど、引き続き活動人口の増加に向けた取り組みを推進する必要があります。

そのため、これまで通り協働による活動の場を広げていくとともに、参加者としてだけではなく、企画運営に関わりながら、特定の地域課題の解決につなげる活動を行うなど、「活動の質」を高めることをめざし、地域や各種団体の活動支援などを推進していく必要があります。

⁵⁸ 活動人口：まちづくりのために活動する人びとの数や時間によって表される「まちの活力」を示す指標のこと。

⁵⁹ 市民公益活動団体：市民による自主的・自発的な社会貢献活動を行う団体。

第2節 都市空間の基本的な考え方

将来都市像を実現するための都市空間のあり方について、基本的な考え方を示します。

1. 将来の都市空間づくりの方向性

～集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）への再構築～

本市は、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源などの地域資源に恵まれ、交通の結節点としての利便性の高さや災害が少ないことなどの利点を活かして、経済成長期に歩調を合わせながら都市基盤を整備し、暮らしやすく良好な住宅都市として発展してきました。

今後も、人口減少と少子・高齢化が進む中、地域コミュニティの活性化を図るとともに、道路整備や公共交通の維持・発展、買い物支援などを進めることで、より生活利便性を高めていく必要があります。

さらに、本市の良好な住環境を守り、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源の保全と有効活用を図りながら、安全・安心の確保や地域雇用の創出など、質の高い魅力あふれる「暮らし」を創造し、次代に相応しい魅力ある都市として持続、発展していくため、将来の人口規模・構造や都市活動に適応した「集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）」への再構築をめざします。

2. 本市の特性を活かした集約連携都市づくり

～生活圏の自立性を高め、拠点との連携を図りながら、 多様な価値観に対応した、豊かな生活を創出する～

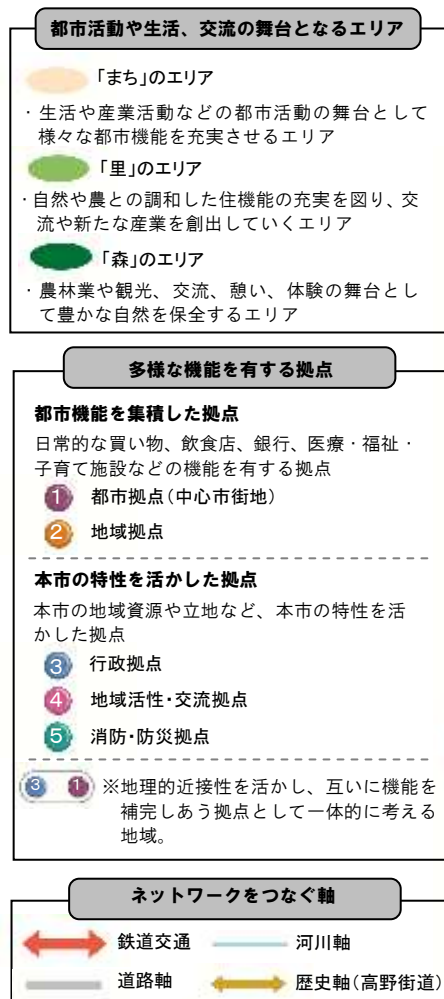
本市においては、生活や産業活動などの都市活動の舞台として様々な都市機能を充実させる「まち」のエリア、農林業や観光・交流、憩い、体験の舞台として豊かな自然を保全する「森」のエリア、その中間に位置し、自然や農と調和した住機能の充実を図るとともに、交流や新たな産業を創出していく「里」のエリアなど、地域ごとに多様な特性があります。

これら本市の特性を活かした都市づくりを行っていくため、市民の生活が営まれる「生活圏」においては、地域ごとの自立をめざし、行政サービスをはじめ、「食料品・日用品を買う」「入出金・振込をする」「医者にかかる」など生活を営むために必要な機能を確保するとともに、「生活圏同士」で相互に連携・補完しながら、それぞれの地域が持つ自然や歴史・文化などの地域資源や特色を活かしたまちづくりを進めます。

あわせて、市街地の無秩序な拡大を抑制し、医療や福祉などの都市機能を集積した「都市拠点」及び「地域拠点」の強化を図るとともに、「都市拠点」と高い関連性を持つ、市役所や警察署などの行政機能を集積した「行政拠点」、市民の安全・安心を確保するための「消防・防災拠点」、交流人口の増加を図る「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」など、本市の特性を活かした拠点の充実を図ります。

また、道路の整備を行うとともに、地域の実情に応じた公共交通をはじめとする多様な交通機能の充実を図るとともに、人的資源や地域のつながりを含めた、人・モノ・情報等の交流が行われるネットワークを形成し、「生活圏と拠点」「生活圏同士」「市外との広域連携」など、それぞれが有機的に連携し、魅力の向上と機能の補完を図ることで、多様な価値観に対応した、誰もが豊かな生活を送ることができる、質の高い「暮らし」を創出していきます。

■都市空間概念図と本市の特性を活かした集約連携都市（コンパクトシティ）のイメージ

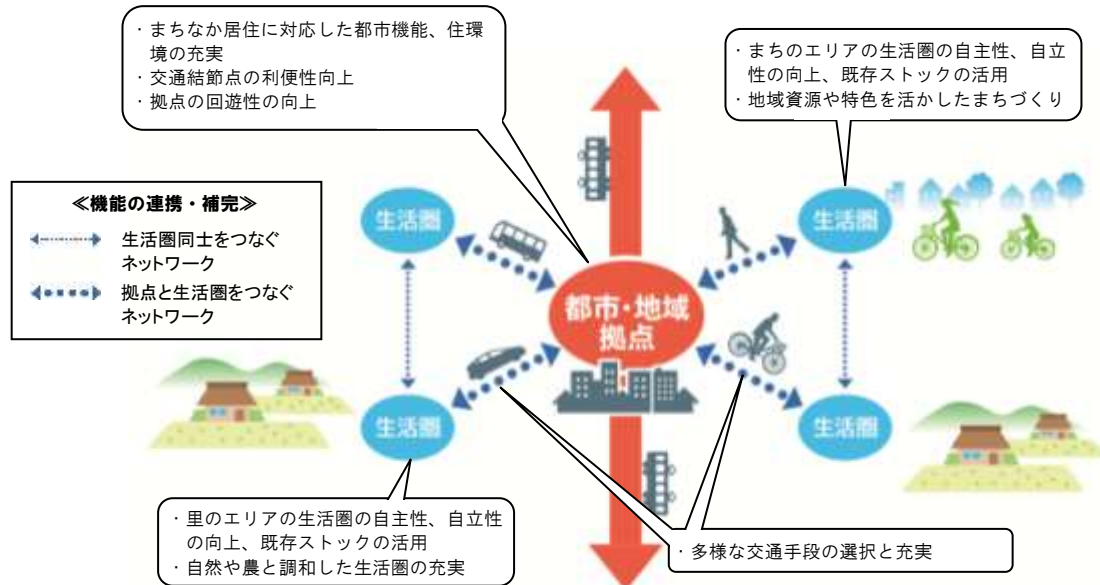


○都市空間概念図



○本市の特性を活かした集約連携都市（コンパクトシティ）のイメージ

～「まち」「里」「森」の多様な地域における、生活圏づくり、拠点づくりとそれらをつなぐネットワークの形成による魅力のある「暮らし」の創出～



3. 都市空間づくりの目標

(1) 暮らしやすさを追求する

- 市街地の無秩序な拡大を抑制し、豊かな自然環境の保全や歴史的・文化的資源の保存・活用に取り組みます。また、自然環境と調和を図りながら、快適で質の高い住環境を確保するとともに、新たな雇用の創出などにより職住近接⁶⁰の暮らしやすいまちをめざします。
- 日常生活を支えるため、都市拠点として「河内長野駅」周辺地域、地域拠点として「千代田駅」「三日市町駅」周辺地域などの拠点機能を強化することにより、生活利便性の向上とにぎわいを創出するとともに、「生活圏」ごとの自主性、自立性を確保し、それぞれの特性や既存ストックを活かしながら、「暮らしやすさ」を感じられるまちづくりを進めます。
- また、「拠点」「生活圏」「市外との広域」を結ぶ道路や公共交通などの市内外における交通機能の充実や人・モノ・情報等の交流などにより多様なネットワーク化を図り、都市機能の相互補完を行うことで市全体の生活利便性の向上を図ります。

(2) 安全・安心に暮らせる生活環境を確保する

- 「消防・防災拠点」の形成や、土砂災害を防ぐための治山・治水など災害に強いまちづくりをはじめ、交通安全対策やユニバーサルデザイン⁶¹の推進など、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- また、市民生活の安全・安心を高めるため、公共建築物をはじめ、道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設の計画的な維持管理・更新を行うとともに、人口減少に対応した適正な配置や機能の確保を推進します。

(3) 地域の活力を創出する

- 市域の大半を占める森林や中山間地域の農地については、農林業などの生産の場のみならず、市民の憩いの場や体験学習の場など、多面的に有効活用を図り、産業の活性化や様々な交流の創出につなげます。
- また、「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」においては、農業振興を図るとともに、観光集客の促進など、多様な交流の創出による交流人口の増加を図ります。
- 市街化区域⁶²では低・未利用地⁶³の有効活用を図るとともに、市街化調整区域⁶⁴においては、森林や農空間の保全・活用を図るための土地利用を基本とし、地域の活力の創出に資する可能性が高い地域では、自然環境との調和を図りながら有効な土地活用を推進します。

⁶⁰ 職住近接：居住地と職場が近いこと。

⁶¹ ユニバーサルデザイン：高齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインすること。

⁶² 市街化区域：都市計画法による都市計画区域のうちすでに市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

⁶³ 低・未利用地：長期間利用されていない未利用地と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い低利用地の総称。

⁶⁴ 市街化調整区域：都市計画法による都市計画区域のうち、原則として開発が抑制されている区域。

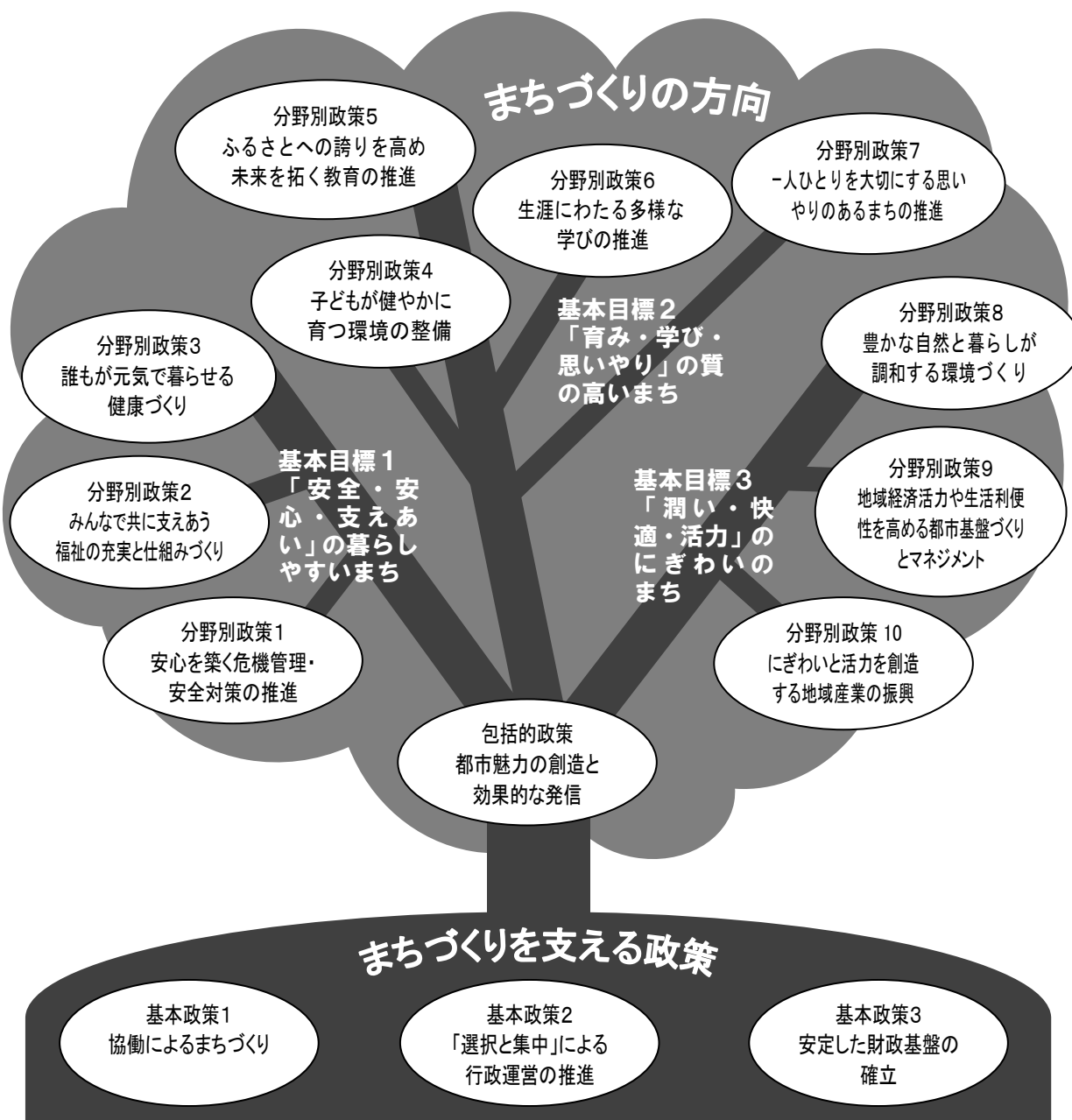
第5章 将来都市像の実現に向けたまちづくり

第1節 政策の体系

本市がめざす将来都市像を実現するため、「まちづくりの方向」として3つのまちづくりの基本目標と10の分野別政策、及び都市の魅力創造・発信する包括的政策⁶⁵を定めるとともに、「まちづくりを支える政策」として3つの基本政策を定めます。

＜将来都市像＞

人・自然・歴史・文化輝く
ふれあいと創造のまち 河内長野



※河内長野市の木：くすのきをイメージしています。

⁶⁵ 包括的政策：分野横断的に戦略性を持って進める政策のこと。

第2節 まちづくりの方向とまちづくりを支える政策

政策の体系に基づき、まちづくりの方向を示す基本目標と分野別政策・包括的政策、及びまちづくりを支える政策としての基本政策の内容を示します。

1. まちづくりの方向

基本目標 1 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

誰もが住み良いまちづくりの基本は、市民生活の安全・安心が確保されることです。市民・関係団体・事業者・関係機関などとの連携による防災・防犯などの安全対策に取り組むとともに、市民主体の健康づくりや安心して医療が受けられる体制づくり、地域における支えあいなど、「安全・安心・支えあい」の実感できる暮らしやすいまちづくりをめざします。

●分野別政策 1 安心を築く危機管理・安全対策の推進

- 災害に対する意識啓発をはじめ、自主防災組織の設置促進や事業者・学校等の自主的な防災活動の促進、治山・治水による土砂災害対策などによる減災対策に取り組むとともに、遠隔地を含めた他の自治体及び事業者との災害時協力体制の構築や避難行動要支援者支援制度⁶⁶の促進、避難所の体制整備、情報伝達手段の確保に取り組むなど、災害時に適切な対応がとれる体制の強化を図ります。
- 災害や大規模事故、感染症、火災、救急に対応するため、市民・関係団体・事業者・関係機関などとの連携を強化するとともに、救急・救助活動を迅速・的確に行えるよう、消防・防災拠点を中心にさらなる消防・救急体制の充実・強化を図ります。
- 防犯意識の高揚や防犯設備の整備、自主防犯組織⁶⁷の充実など、市民・関係団体・事業者・警察などの関係機関と連携し、府内トップレベルの犯罪の少ない都市をめざします。
- 地域ぐるみでの交通安全意識の高揚や交通安全施設⁶⁸の整備など、交通安全対策を推進するとともに、市民が安全で豊かな消費生活を送れるよう、消費者教育や意識啓発、情報提供を推進します。

●分野別政策 2 みんなで共に支えあう福祉の充実と仕組みづくり

- 高齢者が安心して暮らすことができるよう、地域特性を踏まえた介護保険サービスなどの充実や単身高齢者への対応に取り組むとともに、認知症対策や健康寿命の延伸のための健康づくり・介護予防を推進します。また、いつまでも生きがいを持ち、元気な高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりを推進します。
- 保健・医療・福祉の連携をはじめ、市民・関係団体・事業者・関係機関などとの連携を図りながら、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援により地域における孤立を防ぎ、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケア体制の充実を図ります。
- 障がい者の尊厳と権利が保障され、一人ひとりの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざし、地域の中で安心して日常生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを図るとともに、身近な相談支援や生活支援、就労支援などの充実

⁶⁶ 避難行動要支援者支援制度：避難行動要支援者名簿作成など、災害時の安全な避難を確保するための制度。

⁶⁷ 自主防犯組織：地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織のこと。

⁶⁸ 交通安全施設：道路における交通の安全を確保するために必要な施設として、信号機や道路標識、歩道、道路照明灯、ガードレールなどのこと。

を図ります。

- 市民の理解と積極的な参加による地域福祉⁶⁹の充実を図るため、市民同士の支えあいをはじめ、地域の福祉活動団体やボランティア団体の活動支援・連携強化などの支えあいの仕組みづくりを推進します。
- 国民健康保険や後期高齢者医療⁷⁰、介護保険などの社会保障制度の健全で適正な運営を推進します。
- 生活保護制度を適正に運営するとともに、生活困窮者をはじめ生活に不安を抱え、支援を必要とする人に対して、総合的な相談体制や生活支援の充実を図ります。

●分野別政策 3 誰もが元気で暮らせる健康づくり

- 健康寿命の延伸のため、健康意識を高め、子どもから高齢者まで市民一人ひとりの主体的な健康づくりを促進するとともに、関係団体や事業者も含めた地域ぐるみによる健康づくり体制の充実を図ります。
- 若い世代から運動不足や不規則な食生活などの生活習慣を改善するため、本市の自然環境や地域特性を活かしながら、運動や食育⁷¹など健康づくりの取り組みを促進します。
- 各種健診の受診勧奨や保健指導の実施、各種保健事業などの充実を図ります。
- 市民が身近なかかりつけ医を持つことの促進や広域的な連携も含めた医療体制の確保を推進します。

基本目標 2. 「育み・学び・思いやり」の質の高いまち

まちづくりを進める上で、地域における担い手確保のための人づくりが重要となっています。学校教育環境の充実を図るとともに、地域総ぐるみで子どもを育むことができる体制づくりや、いくつになっても学ぶことができる環境づくり、一人ひとりが尊重しあえる思いやりのある関係づくりを図るなど、「ふるさと河内長野」にふさわしい「育み・学び・思いやり」の質の高いまちづくりをめざします。

●分野別政策 4 子どもが健やかに育つ環境の整備

- 保育や子育て支援サービスの充実や、相談体制の強化など、家庭や地域での子育てを支援する取り組みの充実を図り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。
- 児童虐待防止など、子どもの権利を守る体制の強化や、ひとり親家庭の自立支援を推進します。
- 親と子が安心して健康に暮らすことができるよう、子育てをする親の孤立を防止するとともに、妊娠・出産に関する健康づくりや子育て相談などの充実を図ります。また、子どもの発達状況及び発達障がい⁷²などへの適切な対応を推進します。
- 仕事と子育ての両立を可能とする環境づくりに向けて、事業者などへの支援を推進します。

⁶⁹ 地域福祉：市民や社会福祉関係者が協力して地域の福祉課題の解決に取り組む仕組み。

⁷⁰ 後期高齢者医療：75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度。

⁷¹ 食育：食料の生産方法や栄養バランス、食品の選び方、食文化など、広い視野からの食についての教育。

⁷² 発達障がい：発達期の脳機能不全に起因して発生する障がいの総称。自閉症や注意欠陥多動性障害などがある。

●分野別政策5 ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進

- すべての子どもが共に学び、その能力や可能性を伸ばし、知・徳・体の調和がとれた、生涯にわたる学習の基礎となる「生きる力」（確かな学力・豊かな人間性・健康体力）を育む教育の充実を図ります。
- 未来を担う子どもが、本市の豊かな自然、伝統、文化を活かした体験や仲間づくりの場・機会の充実などにより、郷土である「ふるさと河内長野」への誇りを高め、大切にする態度が育まれる環境づくりを推進します。
- 保幼小中⁷³の連携の強化を図り、一貫性のある教育を提供するとともに、高校や大学との連携を推進します。
- コミュニティスクール⁷⁴などを通じて、家庭や地域、学校がそれぞれに責任を持ち、相互に協力しながら、家庭・地域との協働による学校づくりの推進や青少年の健全な成長の支援、放課後の子どもの育ちへの取り組みなどを行うことで、地域総ぐるみで子どもを守り育む環境づくりを推進します。
- 安全・安心な環境で学ぶことができるよう、耐震化や老朽化対策などを推進し、学校施設の維持・充実を図ります。

●分野別政策6 生涯にわたる多様な学びの推進

- いくつになっても学ぶことができ、学習の成果を地域課題の解決や地域の活性化につなげるため、多様な学習ニーズに対応できる学習の場の確保をはじめ、まちづくりに還元できる人材育成や誰もが活躍できる仕組みづくりを推進します。
- 公民館や図書館などの社会教育施設を活用した社会教育の振興を図るとともに、市民の主体的な学習や自主的な活動の支援を推進します。
- 多様な文化活動を通じて市民がつながり、生き生きと生涯を送ることができるよう、芸術の振興や古典の普及など文化活動の充実により、文化の質が高いまちづくりを進めます。
- 歴史文化遺産をはじめ、本市の伝統や文化を大切にし、ふるさとや地域への愛着と誇りを高めることができるよう、これらの資源を保全し、生涯学習の場などで幅広く活用します。
- 子どもから高齢者まで誰もがスポーツに親しむことで、健康づくりや生きがいがいづくりにつなげることができ、地域の交流が促進されるよう、生涯スポーツ⁷⁵を振興するとともに、競技スポーツ⁷⁶の活動を促進します。

●分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進

- 一人ひとりの人権が尊重され、共に支えあうことができる地域社会を構築するとともに、教育・学習の機会や地域活動を通じて、人権について理解を深める取り組みを推進します。
- すべての市民が平和を大切にする社会づくりのため、恒久平和に対する意識高揚を推進します。

⁷³ 保幼小中：保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校のこと。

⁷⁴ コミュニティスクール：学校・家庭・地域社会の協働による、より良い教育の実現をめざして、学校の様々な教育課題に対応するために保護者や地域の方がたが一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会を設置した学校のこと。

⁷⁵ 生涯スポーツ：生涯を通じて健康の保持・増進やレクリエーションのため「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツ。

⁷⁶ 競技スポーツ：プロスポーツなどに代表される対戦相手との競争や技術・記録の向上をめざすスポーツ。

- 性別にかかわらず一人の人間として互いに尊重しあい、家庭、職場、学校、地域などで、能力や個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。
- 国際的な視野を持った人材を育てるため、市民レベルでの国際交流や国際理解教育など、多文化共生⁷⁷を推進します。

基本目標 3. 「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち

豊かな自然環境は市民のかけがえのない財産であり、次世代に引き継ぐべきものであることから、地域活力の創造との調和を図りながら、暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。本市の恵まれた自然環境を守り、地域資源を活用しながら、循環型社会の構築をはじめ、都市基盤の整備による生活利便性の向上を図るとともに、まちのにぎわいや、産業の振興及び雇用の創出などを図ることにより、「潤い・快適・活力」のにぎわいのあるまちづくりをめざします。

●分野別政策 8 豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり

- 豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、森林や河川、農地などの保全・活用を推進します。
- 暮らしの中での緑とのふれあいや、里山保全による生態系の維持、河川上流域としての水資源の保全、個性豊かな魅力ある地域づくりに向けた自然景観・歴史的景観の形成など、潤いを感じられる美しい環境づくりを推進します。
- 市民の理解と協力のもと、ごみの減量化・資源化をはじめ、自然エネルギーの導入、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の浸透などを図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。
- ごみの不法投棄防止などの環境美化や公害の防止など、生活環境の向上を図ります。

●分野別政策 9 地域経済活力や生活利便性を高める都市基盤づくりとマネジメント⁷⁸

- より豊かで質の高い暮らしを実現するため、中心市街地の活性化や美しい都市景観を形成するとともに、都市機能を集積した拠点づくりなど、地域ごとの特性に応じた計画的な整備とマネジメントを推進します。
- 良好な住環境を維持・向上していくとともに、住宅施策による定住・転入の促進や、空き家・空き地の適切な管理・有効活用等に関する取り組みを推進します。
- 道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設や公共建築物などの都市基盤について、計画的な維持管理・更新を行うことで、快適さや生活利便性の向上を図るとともに、高齢化への対応や災害に強い基盤づくりを推進します。
- 高齢化やライフスタイルの変化に対応するため、市民・関係団体・事業者・行政などが連携・協力しながら地域の特性に合った公共交通の維持・発展を図ります。
- 大阪河内長野線の延伸をはじめ、堺方面のアクセス道路などの広域幹線道路網の整備による広域的なアクセスの向上や、市内の道路網の充実を図ります。また、幹線道路沿道を中心に新たな産業立地等を誘導し、雇用の創出を含めた地域経済活力や生活利便性の維持・向上を図ります。

⁷⁷ 多文化共生：様々な文化が共に存在する社会。

⁷⁸ マネジメント：目標、目的を達成するために必要な要素を分析し、様々な資源やリスクなどを管理しながら、効果を最適化しようとする手法。

●分野別政策 10 にぎわいと活力を創造する地域産業の振興

- 農林業、商工業、観光それぞれの分野において、市民・関係団体・事業者・行政などの連携を図り、地域資源を活用した新たな価値を創造します。
- 農林業従事者の減少や高齢化に対応するため、人材育成の支援や「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」を活用した販売農家の育成を行います。また、農林業経営の協業化や計画的な基盤整備、鳥獣害対策などを推進するとともに、農林産品の地産地消やブランド化、6次産業化⁷⁹の取り組みを進めます。
- 地域に根ざした商工業の振興の支援を推進するとともに、健康・暮らしや技術革新分野など、時代に則した産業振興を促進します。また、起業促進や地域特性を活かすことができる企業誘致により、職住近接による雇用や働く場の確保を推進します。
- 奥河内の玄関口である「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」を活用し、効果的に本市の魅力を情報発信するなど、自然や歴史・文化などの地域資源を活かし、まちの観光魅力を向上しながら観光振興を推進します。
- 年齢や性別にかかわらずチャレンジできる雇用・就労環境の充実を図り、誰でもいつまでも元気に働くことができる産業基盤づくりを促進します。

包括的政策 都市魅力の創造と効果的な発信

- 市民と行政が一体となって、本市が持つ豊かな自然や歴史・文化、多様な人材などのまちの魅力を発掘・創出するとともに、めざすべき将来の都市像を共有しながら、市民の本市への愛着を育み、誇りが持てる「本市のありたい姿」を追求し、河内長野市ならではの「ブランド」の構築を推進します。
- 本市の様々な魅力を磨き上げ、組み合わせながら、市内外に向けた効果的な魅力発信を行うことで、本市への関心と憧れを獲得するとともに、新規移住者や来訪者等の受け入れ体制を整備することにより、定住人口・交流人口・活動人口の増加を図り、まちの持続的な発展につなげることをめざします。

⁷⁹ 6次産業化：農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したもの。

2. まちづくりを支える政策

将来都市像の実現に向け、本市のめざすまちづくりを支えるため、市民・関係団体・事業者・行政などが、互いに連携・協力し、協働によるまちづくりを進めるとともに、限りある資源で最良の行政サービスを提供できる行財政運営をめざします。

●基本政策 1 協働によるまちづくり

- より幅広い市民の社会参加をめざし、活動の場づくりの支援を行うとともに、市民・関係団体・事業者・行政などが情報の共有や相互理解を深め、それぞれの役割分担のもとで連携し、信頼関係を築きながら、まちづくりへの主体的な参画を促進します。
- それぞれの地域において、魅力ある資源を活用するとともに、地域の多様な主体による連携のもと課題解決が図れるよう、地域コミュニティの活性化を推進します。
- 地域における担い手づくりのための人材育成など、市民公益活動の活性化を行うとともに、コミュニティ組織・NPO・事業者・行政などの連携のもと、多様な主体による協働を促進します。
- 地域サポーター⁸⁰制度などによる地域に根ざした地域支援体制の充実や、各部署間の連携強化など、協働によるまちづくりを進めるための行政の体制づくりを推進します。

●基本政策 2 「選択と集中」による行政運営の推進

- 限られた財源を最大限に活かしながら、時代に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上を図るため、行政評価を踏まえた「選択と集中」を進めるとともに、実施主体の最適化や民間活力の活用など、効果的・効率的な行政運営を推進します。
- 市民と共に考え、共に活動し、市民から信頼される職員をめざして、意識改革をはじめ、より一層の意欲と能力向上を図り、個々の職員が最大限に能力を発揮できるよう、総合的・計画的に人材の育成を推進します。
- 情報通信技術を的確に活用し、情報格差、情報バリアフリーに配慮した誰もが利用しやすい質の高い市民サービスを提供するなど、効果的・効率的な行政運営を推進します。
- 国や大阪府からの権限移譲への適切な対応や行政運営の効率化とさらなる市民サービスの向上を図るため、様々な分野において、近隣市町村や関係機関との広域連携の取り組みを推進します。

●基本政策 3 安定した財政基盤の確立

- 人口減少による市税の減少、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、公共建築物やインフラ施設の更新に対応するため、行財政改革に積極的に取り組み、歳出の見直しと自主財源の確保などによる安定した財政基盤を構築し、計画的な行政運営を推進します。
- 老朽化が進む公共建築物などについて、持続可能で新しいニーズに対応できるよう、これまで果たしてきた役割を踏まえ、必要性の高いサービスを継続する視点で施設などの最小化と今後必要となる新たな役割に応じた最適化を図りながら、公共建築物の維持保全・有効活用を推進します。

⁸⁰ 地域サポーター：市民が取り組む「地域まちづくり活動」に対して支援を行う職員。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 進行管理の仕組み

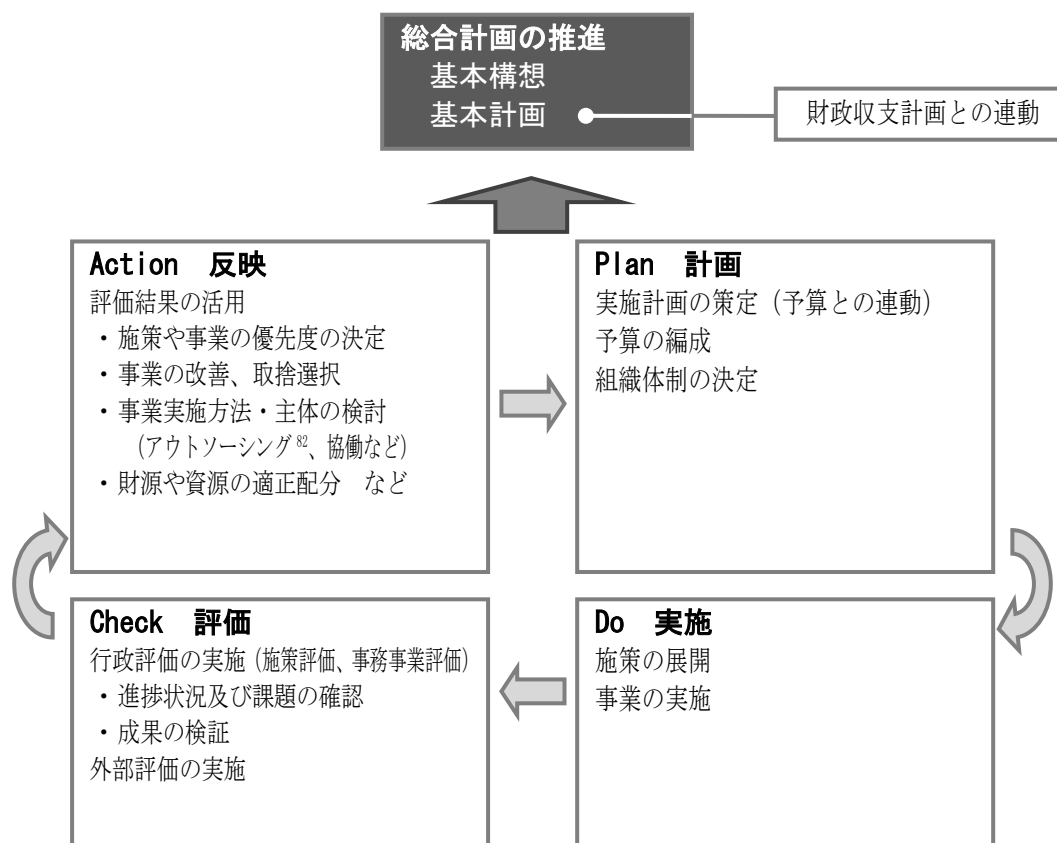
1. PDCAサイクル⁸¹による進行管理

本計画を着実に推進していくため、成果指標に基づく達成状況の検証を行うとともに、行政評価を活用したPDCAサイクルに基づく進行管理により、効果的・効率的な行政経営につなげます。また、計画の進行管理にあたっては、外部（市民や学識経験者など）の視点を積極的に取り入れた仕組みを構築し、透明性や客観性を高めることにより、計画の実効性を確保します。なお、基本計画については、評価に基づいて5年を目途に見直しを行います。

2. 予算・財政計画との連動

施策や事業の優先度の決定、実施手法の検討などを行い、基本計画と財政収支計画との連動や実施計画と予算との連動を図りながら、戦略的に財源や資源の適正配分などの取り組みを推進します。

※総合計画の進行管理のイメージ図



⁸¹ PDCA サイクル：業務管理手法の一つ。(1) 計画 (plan) を立て、(2) 計画に基づき実行 (do) し、(3) 実行した業務を評価 (check) し、(4) 改善 (action) が必要な部分を検討し、次の計画に役立てる。

⁸² アウトソーシング：業務の一部を外部の専門業者などに委託すること。

第2節 計画推進の体制

本計画を推進するための体制は以下の通りとします。

1. 協働・連携による計画推進の体制

市民・関係団体・事業者などの積極的な参加・参画を促進するとともに、行政との適切な役割分担を行いながら協働によるまちづくりを進め、より効果的な計画の推進を図ります。

2. 庁内における計画推進の体制

施策を担当する部署の責任の明確化を図るとともに、各部署間、職員間における情報共有、適切な連携による取り組みを推進します。また、より効果的・効率的に施策を推進していくため、定期的な行政組織のあり方の検証と必要に応じた組織の再編成を行います。

3. 広域行政への対応

市民の生活圏の広域化や少子・高齢化の進行、厳しい財政状況等に対応し、市民サービスの維持・向上を図るため、観光、産業などの活性化をはじめ、交通、医療、福祉などの分野において、国や大阪府、近隣市町村などとの連携・協力により、広域的な施策展開を推進します。

○河内長野市民憲章

昭和 42 年 11 月 3 日 制定

金剛、葛城、岩湧とつらなる山山にかこまれた河内長野市は、清らかな山河と、澄み切った大気のなかで、貴重な文化財を伝えてきたゆかしいまちであり、また、進取と不屈の精神をもって、新しい都市を建設しつつある、力強くたくましいまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、心をあわせて、さらに美しく住みよいまちにするため、ここに、この市民憲章を定めました。

- 1 わたしたちは、恵まれた自然を愛しましょう。
美しい山河に恵まれたこのまちは、健全な身心を養うにも、ふさわしい条件をそなえています。この幸せを感謝するとともに、健康な生活環境を確保しましょう。
- 1 わたしたちは、豊かな文化財に学びましょう。
多くの文化財や史跡は、貴重な祖先の遺産です。これを大切にし、これによって歴史の流れを知り、文化の向上に寄与しましょう。
- 1 わたしたちは、生産することの価値をたたえましょう。
創造の喜びは大きく、そのために働く人の努力はとうといものです。めいめいの職業に意欲をもやし、豊かな生活をきずきましょう。
- 1 わたしたちは、新しい世代に役だつ人となりましょう。
次の社会、新しい時代に対応できる人材をつくることは、これからの教育に課せられた、大きな使命です。そのために、理想的な教育環境をととのえる努力をしましょう。
- 1 わたしたちは、人人との交わりを大切にしましょう。
平和で、秩序ある市民生活は、良識に富んだ人間関係が基礎となるものです。温かい心のつながりによって、明るさに満ちたまちをつくりましょう。